

富山県第3期障害福祉計画（素案）に対する意見の概要及び県の考え方

1. 指定障害福祉サービス等について

項目	内容（要旨）	県の考え方
Ⅲ-1-① (P15)	<ul style="list-style-type: none"> ・「同行援護」で認められていない経済活動時の利用で、「視覚障害者の鍼・灸、マッサージ業」を除外して、その往診に際しては、「同行援護」の利用を認めてもらいたい。 ・健康保険の取り扱いをしている「視覚障害者の鍼・灸、マッサージ業」が、健康保険の申請書の作成に困難を極めています。保険取り扱いをしている治療院へ、1月に2、3日代筆支援者を派遣していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご提案の利用方法については、現行制度では経済活動時の利用としてサービスの対象外とされていますので、ご理解をお願いします。
Ⅲ-2-(1) (P19)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の地域移行が進む中、障害者福祉の潮流に合った施設サービス機能の充実や新たな施設整備の方向を明らかにしていく必要がある。指定障害福祉サービス見込量の確保のための方策の中に、「施設サービス機能の充実と整備の方向」を追加してほしい。 ・施設入所者の地域移行の促進により、施設の小規模化や定員の減少が見込まれるが、入所継続の必要な障害者や在宅の施設入所を必要とする障害者の受け皿の確保をどうするのか。介護分野との共生型サービスの連携も含めて、時宜を得た適正な施設サービスが受けられるよう、ニーズに合った特別の配慮が必要であることを付記すべきである。 ・施設入所者の重度、重複化、高齢化傾向が顕著になっていくことが予測されるため、介護職員等による経管栄養やたん吸入等の技術習得、施設の個室化や高齢障害者の介護ホーム（仮称）などの施設整備が必要になる。 ・地域生活移行者等が地域で安心して暮らすためのセフティネット活動について、施設がその一翼を担っていくことが求められていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見をふまえ、以下のとおり追記します。 <p>「施設入所者の生活の質の向上を図るため、施設の小規模化・個室化を推進するなど、利用者の福祉サービスの充実に努めるとともに、障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害者支援施設と連携し、その専門的機能を活用して、障害者の地域生活を支援します。」</p>

2. 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上について

項目	内容（要旨）	県の考え方
V-2 (P24)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価については、受審状況が低いのではないかと思われるが、評価者の養成・登録、受審コスト、結果の公表、広報等の現状について再検証し、福祉サービス事業提供者が気軽に活用しやすいようなくみも含めて、同制度の普及・活用拡充に努めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見をふまえ、以下のとおり追記します。 <p>「…このように、福祉サービス第三者評価制度の活用が図られることは、…県では福祉サービス第三者評価制度が多くの福祉サービス提供事業者にも活用されるよう努めるとともに、その評価結果等の提供体制の充実に努めます。」</p>

3. 県の地域生活支援事業について

項目	内容（要旨）	県の考え方
VI-1-(1) (P27)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センター事業の中に、就業支援ワーカーや生活支援ワーカーの増員に努めることを明記してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご提案の事業については、国の予算事業（国庫補助事業）として実施していることから、今後の国の予算状況をふまえ、適切に対応してまいります。
VI-2-(1) (P31)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村単位で任意設置になっている基幹相談支援センターの配置について、県として自立支援協議会を通じて市町村の取り組みを支援することを明記すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見をふまえ、以下のとおり追記します。 <p>「また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を促進するため、市町村の取り組みを支援します。」</p>